

平成 2 1 年千葉市教育委員会会議
第 3 回臨時会会議録

千葉市教育委員会

平成21年千葉市教育委員会会議第3回臨時会會議録

日時 平成21年8月5日(水)
 午前10時00分開会
 午前11時35分閉会
 場所 教 育 委 員 会 室

出席委員 委 員 長 津田 英彦
 委 員 奥山 福子
 委 員 岩沼 静枝
 委 員 内山 英夫
 委 員 梅谷 忠勇
 教 育 長 志村 修

出席職員 教 育 次 長 平賀 周 指 導 課 長 小寺 道明
 教 育 総 務 部 長 青葉 正人 総 務 課 総 括 主 幹 初芝 勤
 学 校 教 育 部 長 岩切 裕 学 事 課 調 整 主 幹 山田 輝夫
 生 涯 学 習 部 長 河野 正行 総 務 課 主 幹 杉江 達也
 千 葉 高 等 学 校 教 頭 永嶋 秀男 総 務 課 主 幹 大崎 賢一
 稲 毛 高 等 学 校 長 仲間 憲三 指 導 課 主 幹 岡本 直也
 稲 毛 高 等 学 校 教 頭 石井 久雄 指 導 課 長 補 佐 鳥海 数憲
 総 務 課 長 森島 俊之 指 導 課 主 幹 補 佐 嶋 久美子
 学 事 課 長 吉田 進 指 導 課 指 導 主 事 福田 寛

書 記 総 務 課 長 補 佐 内山 健 総 務 課 人 事 係 長 中尾 嘉之
 総 務 課 委 員 会 係 長 小池 正彰 総 務 課 主 任 主 事 藤井 拓也
 総 務 課 総 務 係 長 南 久志 総 務 課 主 事 犬飼 綾

1 開会

津田委員長より開会を宣言

2 会議の成立

全委員の出席により会議成立

3 会議録署名人の指名

津田委員長より内山委員を指名

4 会期の決定

平成21年8月5日（1日間）ということで全委員異議なく決定

5 議事日程の決定

議事日程を全委員異議なく決定

6 会議録の承認

平成21年第5回定例会会議録を全委員異議なく承認

7 議事の概要

(1) 非公開事項の決定

議案第40号から議案第44号までを非公開審議とする旨決定

(2) 議決事項

議案第37号 請願について

議案第38号 請願について

議案第39号 陳情について

議案第45号 請願について

指導課長より一括して説明があった後、審議。請願第1号から第3号まで及び陳情第1号について、それぞれ不採択と議決した。

議案第40号 平成22年度使用千葉市立中学校用教科用図書の採択について

指導課長より説明があった後、審議。採決の結果、別紙のとおり採択することと決定した。

議案第41号 平成22年度使用千葉市立稲毛高等学校附属中学校用教科用図書の採択について

指導課長より説明があった後、審議。採決の結果、別紙のとおり採択することと決定した。

議案第42号 平成22年度使用千葉市立千葉高等学校用教科用図書の採択について

千葉高等学校教頭より説明があった後、審議。全委員異議無く、原案どおり可決した。

議案第43号 平成22年度使用千葉市立稲毛高等学校用教科用図書の採択について

稲毛高等学校長より説明があった後、審議。全委員異議無く、原案どおり可決した。

議案第44号 平成22年度使用学校教育法附則第9条の規定による教科用図書の採択について

指導課長より説明があった後、審議。全委員異議無く、原案どおり可決した。

(3) 発言の要旨

議案第37号 請願について

議案第38号 請願について

議案第39号 陳情について

議案第45号 請願について

津田委員長 議案第37号、第38号及び第45号「請願について」並びに議案第39号「陳情について」ですが、教育委員会組織規則第8条第14号の規定に基づき、採択、不採択を議決することとなります。議案第37号から第39号までについては、第7回定例会において説明を受けており、議案第45号についても、同様に教科用図書の採択に関する請願でありますので、これら4件については、事務局から一括で説明していただいた後に協議を行い、個別に議決したいと考えますが、いかがでしょうか。(異議なし)

津田委員長 議案第37号から第39号まで及び議案第45号については、説明は一括で、議決は個別で行うことといたします。それでは、議案第37号、第38号及び第45号「請願について」並びに議案第39号「陳情について」、指導課長説明をお願いします。

指導課長 議案第37号、第38号及び第45号「請願について」並びに議案第39号「陳情について」説明します。このうち、2件の請願及び1件の陳情については、前回定例会において、協議事項として、その内容とそれに対する事務局の考え方等を説明しておりますが、このたび、新たに請願が1通提出されましたので、議案第45号として加え、併せて説明します。まず、議案第37号「中学校歴史教科書採択に関する請願」についてですが、今回新たに採択の検討対象となっている自由社の教科書に対して、出版の経緯、掲載内容をもとに採択しないように求めています。具体的には、以下の3点についての請願となっています。「1 現場教職員の意見を十分に聴取して採択すること。」「2 採択に関わる教育委員会会議を公開とすること。また、請願者が教育委員会会

議で発言する機会を保障すること。」「3 新たに検定合格した自由社版教科書を採択の検討対象とせず、採択手続きを簡略化して、前回採択の教科書の継続採択をすること。」これらの3点について見解を申し上げます。「1 現場教職員の意見を十分に聴取して採択すること」についてですが、本市の教科書採択においては、「千葉県教科用図書選定委員会（以下、「選定委員会」という。）」及び専門調査員会で、調査研究と比較検討がなされています。選定委員会には、市内小・中学校校長の代表、千葉県教育研究会の代表等も構成委員として参加していることから、現場教員の声は採択に反映されているものと考えます。次に、「採択に関わる教育委員会会議を公開とすること。また、請願者が教育委員会会議で発言する機会を保障すること」についてですが、本市では、教科書の採択期限が終了する9月1日以降に、教育委員会会議や選定委員会の議事録をはじめ、専門調査員の作成した研究報告書等、全ての情報を公開しており、本年度も教育委員会会議第6回定例会において、同様の対応をしていくことを採択方針として議決いただいたところです。また、選定委員会委員として保護者代表や市民代表に参加いただくなど、「開かれた採択」のための取組みを行っております。次に、「新たに検定合格した自由社版教科書を採択の検討対象とせず、採択手続きを簡略化して、前回採択の教科書の継続採択をすること」についてですが、教科用図書の採択は、文部科学省の検定を経た教科用図書の中から、都道府県教育委員会の指導、助言を受けて、千葉県教育委員会が行うことになっております。当該教科用図書は文部科学省の検定を経た教科用図書であり、採択の対象の一つとなるものと考えます。次に、議案第38号の請願、「『新しい歴史教科書をつくる会』主導の教科書を採択しないでください」についてですが、本請願では、「新しい歴史教科書をつくる会」が、異なる発行者から2冊の教科書を発行し、今回採択対象となっていること、その双方が「予想以上に愛国主義、皇国史観が露骨」であると述べた上で、「1 『あたらしい歴史教科書をつくる会』主導の扶桑社版・自由社版教科書を採択しないこと。」「2 教科書採択にあたっては、教職員など教育現場の意見が反映されるようにすること。」、以上2点を求めています。これら2点について、見解を申し上げます。先ず、「1 『あたらしい歴史教科書をつくる会』主導の扶桑社版・自由社版教科書を採択しないこと。」についてですが、先の請願につ

いて述べたとおり、当該教科用図書は文部科学省の検定を経たものであり、採択の対象の一つとなります。本市の教科書採択においては、選定委員会及び専門調査員会で、県から示された「内容」、「組織・配列」、「表現」の3観点及び更にそれらを具体化した13の基本的観点により、全ての教科用図書について、つぶさに比較研究しており、それをもとに、教育委員会議で採択していただくこととなります。次に、「2 教科書採択にあたっては、教職員など教育現場の意見が反映されるようにすること。」についてですが、先の請願の1点目と同様の理由から、教育現場の意見は反映されているものと考えます。次に、議案第45号の請願、「平和的・民主的な教科書の採択を要請します」についてですが、本請願では、戦没者遺族の立場から、戦時中の教育を振り返り、以下の理由から、扶桑社及び自由社の教科用図書の採択がないように求めています。「1 科学的歴史の観点からずれている。」、「2 大東亜戦争の名を用いて侵略戦争をアジア解放のための戦争であったかのように扱っている。」、「3 国生み神話を取り入れ、誤解を与えかねない。」、「4 矛盾に満ちた教科書ではまともな授業はできない。」これらについては、先の請願について述べたとおり、当該教科用図書は文部科学省の検定を経たものであり、本市の教科用図書採択においては、選定委員会及び専門調査員会の報告をもとに、教育委員会議で採択していただくものと考えております。最後に、「扶桑社版中学校歴史ならびに公民教科書、および自由社版中学校歴史教科書を採択しないことを求める陳情書」についてですが、本陳情では、タイトルに掲載されている教科用図書について、「1 誤りの存在を知らず訂正せず、完成度の低い教科書である。」、「2 教育的配慮に著しく欠ける教科書である。」、「3 学習指導要領にも忠実でなく、近隣諸国との対立と緊張をもたらす教科書である。」、「4 教育のためでなく、政治目的の実現のためにつくられた教科書である。」、以上4点の理由を示し、当該教科用図書を採択しないよう求めています。これらについても、先の請願について述べたとおり、当該教科書は文部科学省の検定を経たものであり、本市の教科用図書採択においては、選定委員会及び専門調査員会の報告をもとに、教育委員会議で採択していただくものと考えております。

津田委員長 質問等を含め、何かありますか。(特になし。)

津田委員長 それでは採決に移ります。先ず、議案第37号に係る「請願第

1号」について、その願意を認め、採択することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成の委員なし。)

津田委員長 賛成の委員はおりません。よって、「請願第1号」を不採択とすることと決定しました。

次に、議案第38号に係る「請願第2号」について、その願意を認め、採択することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成の委員なし。)

津田委員長 賛成の委員はおりません。よって、「請願第2号」を不採択とすることと決定しました。

次に、議案第39号に係る「陳情第1号」について、その願意を認め、採択することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成の委員なし。)

津田委員長 賛成の委員はおりません。よって、「陳情第1号」を不採択とすることと決定しました。

次に、議案第45号に係る「請願第3号」について、その願意を認め、採択することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成の委員なし。)

津田委員長 賛成の委員はおりません。よって、「請願第3号」を不採択とすることと決定しました。以上、議案第37号から議案第39号及び議案第45号に係る請願及び陳情の取扱いについては、不採択と議決したわけですが、この後の処理、対応については、事務局、どうなるのでしょうか。

指導課長 この後ですが、本定例会の会議録を確定しました後に、採択・不採択の結果を、会議録の写しを添えて、請願及び陳情の提出者あて文書通知をしたいと考えています。

津田委員長 請願及び陳情の提出者への通知等の処理については、事務局で、よろしく対応をお願いします。

議案第40号 平成22年度使用千葉県立中学校用教科用図書の採択について
委員長 議案第40号「平成22年度使用千葉県立中学校用教科用図書の採択について」ですが、先ず、「教科用図書選定委員会」の調査結果報告について、選定委員会委員長である教育次長、その概略の報告をお願いします。その後に、選定結果についての説明を指導課長をお願いします。なお、指導課長の説明の際、今回新たに文部科学大臣の検定を経た教科用図書がある「中学校用『社会(歴史的分野)』』については、選定委員会の調査結果に基づき、

優れていると認められた教科用図書2乃至3について、そして、特に優れている教科用図書として選定委員会が推薦するものを示しつつ説明をお願いしたいと考えますが、委員の皆さんよろしいでしょうか。(異議なし)

委員 長 教育次長、指導課長、説明をお願いします。

教育 次 長 これまでの教科用図書選定の概要についてですが、去る6月17日の教育委員会会議第6回定例会で議決をいただきました採択方針に基づき、「千葉市教科用図書選定委員会」を6月26日及び7月27日の2回開催し、選定したものです。中学校用教科用図書については、社会科(歴史的分野)を除き、新たに文部科学大臣の検定を経たものがないことから、文部科学省及び千葉県教育委員会からの通知に基づき、前回、平成17年7月の調査資料を用い、調査、協議を行ったほか、社会科(歴史的分野)については、新たに3人の専門調査員を任命し、7月27日の第2回選定委員会において調査結果の報告を受け、協議の上、選定しました。内容につきましては、指導課長より説明します。

指 導 課 長 議案第40号「平成22年度使用千葉市立中学校用教科用図書の採択について」ですが、本議案は、平成22年度から平成23年度まで使用します中学校用教科用図書の採択について、千葉市教育委員会組織規則第8条第9号の規定により議決を求めるものです。なお、参考資料として、文部科学省発行の「中学校用教科書目録(平成22～23年度使用)」(以下、「目録」という)及び本市の教科用図書選定委員会で作成しました「平成22年度使用教科用図書調査研究報告書」(以下、「報告書」という)を添付しております。今回、採択をお願いする教科用図書は、目録に記載されている教科用図書で、平成22年度から平成23年度までの2年間使用するものです。それでは、選定結果を報告します。机上に、前回(平成17年7月)採択され、現在、市内中学校で使用されている教科用図書の一覧を配布してあります。これらの教科用図書については、前回の採択において、内容、組織・配列、表現に最も優れているものとして採択されており、また、これまでの使用においても、各学校から不具合等の報告はないことから、社会科(歴史的分野)を除いては、前回(平成17年7月)に採択された教科用図書を改めて選定しました。次に、社会科(歴史的分野)の教科用図書についてですが、平成17年度に検定を経た8社に、平成20年

度新たに検定を経た1社を加えた9社の中から、今回新たに採択をしていただくこととなります。選定委員会では、これら9社について、専門調査員による調査報告をもとに、その内容を吟味しました。先ず、調査にあたっての「観点」について説明します。調査研究報告書の13ページをご覧ください。まず、「内容について」ですが、千葉県教育委員会の作成した「平成22年度教科用図書選定資料」にある「観点」の項目をもとに、一部を本市に適合した形に改め、より具体的な観点としたものです。例として、「1 内容について」の(2)の項目についてですが、「県の教育施策への適合」を「市の教育施策への適合」と改め、基礎・基本の確実な定着、「生きる力」をはぐくむための学習指導の充実、「わかる授業」の実現のための指導法の改善等を目指す市の「教育施策」並びに「千葉市の学校教育の課題」に照らし内容を検討しました。また、(6)「地域性への適合」では、学習指導要領で強調されている「身近な地域の歴史に関連づけて学ばせる」との視点を加えています。次に、各教科書の特色についてですが、14ページをご覧ください。「2 東京書籍」ですが、「内容」については、(1)歴史的事象に対する関心を高め、多面的・多角的に考察できるよう、資料と記述がバランスよく配置され、優れた構成となっています。(2)「関心・意欲」、「思考・判断」、「資料活用の技能・表現」、「知識・理解」の評価4観点に沿った「まとめ」が設けられ、よく工夫されています。(6)身近な地域の歴史調査への取組みに役立つ具体的事例が掲載され、優れた構成となっています。(7)総合的な学習の時間等に活用できる学習方法が適切に示されています。(8)歴史認識を深めるための「特設ページ」が多く設けられ、資料も適切に用意されています。「表現」については、(2)豊富な図表・写真等が適切に配置されています。次に、「116 日本文教出版(大阪書籍)」ですが、「内容」については、(3)世界史を日本史との関連を考慮して、地図・写真等を用いて適切に表しています。(8)歴史事象に対する関心を高め、学習を深める特設ページが設けられるとともに、学び方や調べ方が具体的に示され、資料も適切に用意されています。次に、「17 教育出版」ですが、「内容」については、(4)人権確立の歩みや他民族・他文化との交流を取り上げ、今日的課題に迫ることができるようよく配慮されています。(5)生徒の自発的な学習に発展できるよう、よく工夫された特設ページが設

けられています。次に、「35 清水書院」ですが、「内容」については、(8) 歴史的事象に対する関心を高め、歴史認識を深めるための特設ページが設けられるとともに、学び方や調べ方が具体的に示され、資料も適切に用意されています。「表現」では、(2) 写真資料・挿し絵・図表等が適切に配置されています。次に、「46 帝国書院」ですが、「内容」については、(1) 歴史に見られる国際関係の理解や身近な地域の歴史学習を通して、歴史に対する興味・関心を高められるように、よく配慮されています。(6) 歴史への関心が高まるように特設ページを設け、地域の体験的な歴史調査の方法が具体的に示され、よく工夫されています。(8) 歴史認識を深める特設ページが設けられ、学び方や調べ方を学習するための資料も適切に用意されています。「116 日本文教出版」ですが、「組織・配列」について、(2) 各時代ごとに「女性と子どもの歴史」を重点的に取り上げ、よく工夫されています。(3) 各節のはじめにあらかじめ学習課題をまとめて示し、それぞれの課題に基づき、主体的に学習できるようよく構成されています。次に、「215 扶桑社」ですが、「内容」について、(1) 我が国の歴史に対する愛情を深め、国民としての自覚を育てるよう、文化史や人物コラムなどに特に工夫がなされています。(2) 各章の終末ごとに「関心・意欲」「思考・判断」「資料活用の技能・表現」「知識・理解」の評価4観点に沿った「まとめ」が設けられ、よく工夫されています。次に、「222 日本書籍新社」ですが、「内容」について、(5) 各見開きページごとに学習課題及び発展課題を示し、主体的な学習をうながす工夫がなされています。また、(6) 歴史への関心が高まるように特設ページを設け、地域の体験的な歴史調査の方法が具体的に示され、よく工夫されています。最後に、平成20年度の検定に合格した、「225 自由社」ですが、「内容」について、(1) 我が国の歴史に対する愛情を深め、国民としての自覚を育てるよう、文化史コラムや人物・読み物コラムなどに特に工夫がなされています。(2) 基礎・基本の確実な定着を図るため、各章の終末ごとに重要な用語や概念とその解説のページが設けられており、工夫されています。以上を総合し、平成22年度から平成23年度までの2年間使用する、社会科（歴史的分野）の教科用図書として、「東京書籍」、「帝国書院」、「清水書院」が優れているとの報告を受けておりますので、これら3社の教科用図書について、具体的に説明します。先ず、

「東京書籍」ですが、教科用図書 8 ページから 12 ページにおいて、調べ学習の手順等を分かりやすく説明しており、現行の学習指導要領で重視されている「学び方を学ぶ」との視点からも、大変よく工夫されています。これは、20 ページから 22 ページまでについても同様です。また、28 ページから 31 ページでは、身近な地域の歴史調査の方法について学びますが、生徒の側に立って詳しく述べられています。また、「ポスターセッションをしてみよう」等、学習指導要領において重要視されている「表現力」の育成にまで配慮されており、ここでの学習が他の学習においても生きてくるとの考え方になっております。次に、「帝国書院」ですが、教科用図書 48、49 ページにおいて、「火おこし」と「平安装束」を体験する特設ページが設けられています。他にも「よろい・かぶとと鉄づくり」等のページがあり、生徒の歴史への関心を高めるような工夫が見られます。「清水書院」ですが、教科用図書 24、25 ページで「歴史のとびら」として、「土器の製作年代はなぜわかるか」とのテーマで、歴史への科学的アプローチの方法を示しています。他にも、「宮中の女性たちの文学作品を読む」等のテーマで、調べ方を学ぶ特設ページが設けられています。以上を総合し、3社のなかでも「東京書籍」が、学習指導要領の趣旨をよく踏まえ、中学生という発達段階への配慮が行き届いているなど、特に優れているとの報告を受けています。以上の専門調査員による報告の後、選定委員会では、「日本文教出版」から 2 冊の教科用図書が発行されていることや、「扶桑社」、「自由社」からほぼ同様の内容の教科用図書が発行されていることについて質疑応答がなされました。続いて、委員による協議では、「学び方を学ぶ」主体的な学習を促す教科書が望ましい、授業時数と記載内容のバランスを考えた教科書が望ましい等の意見が出されました。これらをもとに、「東京書籍」、「帝国書院」、「清水書院」が優れており、なかでも「東京書籍」が特に優れているとの選定をしました。

教 育 長 報告書 14 ページ、16 ページを見ると、「116 日本文教出版（大阪書籍）」、「116 日本文教出版」として、教科用図書が発行されていますが、その経緯について示してください。また、このように同じ出版社から複数の教科用図書が発行された例はこれまであったのでしょうか。

指 導 課 長 14 ページの「116 日本文教出版（大阪書籍）」の教科用

図書は、平成17年時点では「大阪書籍」として発行されていたもので、「大阪書籍」が営業を停止した後、「日本文教出版」が版權を買い取り、発行したものと聞いております。従って、「日本文教出版」が2冊の教科用図書を発行していると認識しております。また、同様の事例についてですが、調査した範囲においてはありませんでした。

委員 文部科学省では、どのような形で整理しているのでしょうか。
指導課長 文部科学省への問い合わせはしておりませんが、2冊とも平成17年度に検定を経た教科用図書であることから、特に問題はないものと考えております。

教育長 従前、「大阪書籍」版の教科用図書を使用していた学校（採択地区）もあると思われまますので、発行が継続されることで、連続性を持った採択が担保されるメリットもあるのではないのでしょうか。

指導課長 はい。県においても、この2社は選定の対象となっておりますので、特に問題はないものと考えています。

委員 長 ひとつの種目の中で、同一出版社の複数の教科用図書が選定対象となっているため、疑問が湧きました。このような事例がある場合には、事前に説明を付け加えるようお願いいたします。

委員 報告書の記載内容についてですが、特に「表現」欄が、どの教科用図書も同じような表記になっていますので、ポイントになる部分を説明してください。

指導課長 写真の使い方や文字の大きさ等、生徒にとって見やすい教科用図書であるかどうかを重視しています。また、本のつくりも「表現」の観点の中のひとつです。

委員 私も同じで、説明後半の「優れている」として挙げられた3社についての説明では、各教科用図書の違いや特徴をある程度把握することができましたが、前半の9社についての説明では、各社の違いがわかりませんでした。報告書についても、各教科用図書の工夫されている点、優れている点を羅列しただけになっており、見ても、各教科用図書の違いがわからないので、報告書のまとめ方についても、来年以降見直しをお願いしたいと思います。選定委員会で選定した教科用図書の中でどれが良いのかという決定的なものが目に見えてこないと、採択する責任を負う立場としても困ります。

委員 長 報告書の記載内容については、良い点だけが羅列されていて、

どこを見て判断をしたら良いのかわかりにくいという質問が毎回出ています。具体的な記載部分を示し、この点が千葉市の教育にとって最もふさわしいと判断した、といったことを報告書の中で示していただきたいと思います。

委員 教科用図書は、学校教育において非常に大切なものであり、それを使う児童生徒への影響も大きいと思いますので、選定に携わる方だけでなく、一般の教員の方も含めて、採択時期に限らず、常に教科用図書について情報収集や研究をしていくことが、子どもたちのためになるのではないのでしょうか。

委員 選定理由として、「図や絵が多く配置されている。」、「授業が進めやすい。」等の観点が多く示されました。これらも重要なことですが、それだけでなく、日本に住んでいる者として、「日本に誇りを持つ子どもたちを育てられる内容なのか」ということも一つの大きな観点だと思います。特に最近では、社会においてこうした考えが以前より大きくなってきていると感じます。自分が生まれた国である日本に愛情を持つということに先ず立場を置いて、日本の素晴らしいところは素晴らしいと認め、失敗したと思うことは失敗と認めることが大切であると思います。現在も、様々な立場、考え方に基づく意見があり、その一部は請願や陳情として提出されていますが、その願意を把握した上で、「自分が住む国に誇りを持つ」という当たり前の立場からのバランス感覚を持って、十分に検討した上で採択を行うという責任があると考えています。説明を聞き、これまでの使用実績や内容、構成等の工夫から「東京書籍」が最も優れているということは分かりましたが、是非次回からは、ただ今申し上げた観点からの検討結果について、報告書の中に記載していただきたいと思います。

教 育 長 中学校の教科用図書の場合、「分野」という区分がありますが、今回仮に、社会科の「地理的分野」、「公民的分野」と「歴史的分野」で、使用する教科用図書が別の発行者となった場合、学校で指導上支障が出る等の不具合はあるのでしょうか。

指 導 課 長 分野によって発行者が違う場合、教える側に混乱が生じることは否めないものと考えます。例えば、公民的分野の冒頭には、歴史的分野と重なる部分があり、また、図版の配置や使い方など共通している方が、調べ学習等においてもメリットが大きいと考えていますので、使い勝手は同一の発行者の方が良いと思います。

委 員 今後、選択制度が盛んになると、公民的分野と歴史的

分野について、別の発行者の教科用図書を採択するようになる可能性はないですか。

指導課長 公民的分野、歴史的分野それぞれの内容を踏まえながら指導していくことが大事かと思えますので、それを別個に分けるかということについては、指導内容にも関わってくるものですので、様々な観点からの研究も必要になると考えています。

委員 歴史的分野は過去のことを学習するわけですが、様々な考え方や研究によって解釈が分かれる部分があると思えます。一方、公民的分野は、変化はしていますが現在のものです。このようなことを詳しく指導する必要も出てきているのではないのでしょうか。それに伴い、選定にあたって必要な観点は、単に「教えやすい」ことだけではなくなってくるのではないかと思います。

学校教育部長 各社の編集方針がありますので、編集方針が同一であるという点からは、同一の方が使いやすいということもあり、意見が分かれるところではありますが、私は三分野の教科用図書が必ずしも同一の発行者である必要はないと考えています。今後の採択に当たっては、それぞれの発行者の良い点を十分に精査してやっつけばよいと思えますが、現在、「東京書籍」を4年間使用してきており、その中で三分野の連携を図っております。また、今回採択した教科用図書は、平成22～23年度の2年間使用となりますので、2年間について、ここであえて他社の教科用図書を採択すべきかという点を、調査員は吟味したのではないのでしょうか。4年間の使用の中で、不具合がある等の意見が学校現場から上がっていないという点も、調査員の検討の中に入っているものと思えます。

委員 「自由社」、「日本書籍新社」、「帝国書院」の3社について比較してみたのですが、一例として、自由民権運動に関する記述の中で、「自由社」版のみ「秩父事件」について全く触れられていません。生徒が読んだとき、大きな事件等が示されていると、生徒がより良く理解する助けになるのではないのでしょうか。部分的な話ですが、分かりやすい一つの切り口として、そのような見方もできるのではないかと思います。また、報告書についても、各社の良い部分ばかりを羅列するのではなく、良いところと、他社と比較して工夫の余地があるところを併記することが必要であると思えます。

委員長 各委員から意見要望がありましたが、次回以降、報告書の記

述について改善をお願いします。また、選定委員会の運営についても、各委員からの要望を反映させていただきたいと思います。

委員 先生方が教科用図書の中で教えるにあたり、教科用図書の大きな変化を感じたことはありますか。

指導課長 大きな学習の流れについては各社とも配慮されているので、違いは感じませんが、変わったなと感じるのは、学習指導要領の改訂に伴って編集の力点が変わることです。現在の学習指導要領では、「学び方を学ぶ」に付随したページが設けられる等されています。今後、例えば「地域の歴史を学ぶ」ということが重視されれば、それに付随したページが設けられるものと思います。

委員長 他に、ご意見、ご質問等ないようですので採択に移ります。先ず、「社会（歴史的分野）」以外の9教科15種目の教科用図書についてですが、これらについては説明のあったとおり、学校から不具合の報告もないことから、前回平成17年度に採択した教科用図書と同じ図書を、選定委員会が選定したとのことであるため、そのとおり可決したいと考えますがいかがでしょうか。（異議なし）

委員長 ご異議ないものと認め、可決いたします。

委員長 次に、中学校用「社会（歴史的分野）」については、選定委員会が選定した結果の上位3社について、また、これら以外の教科用図書について、委員から推挙があった場合にはこれを加え、挙手の方法により表決を行いたいと考えます。本日の出席委員は6人ですので、過半数の4票を獲得した教科用図書を採択することとし、過半数に達しない場合、改めて意見交換等協議の上、得票上位2社により、再度、表決を行います。これによっても、なお同数の場合、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第3項の規定により、委員長である私が決することになります。以上、よろしいですか。（異議なし）

委員長 それでは、改めまして採決に移ります。先ず、選定委員会が選定した「東京書籍」、「帝国書院」、「清水書院」以外に推挙する教科用図書がありますか。（推挙なし）

委員長 他の教科用図書の推挙はありませんでしたので、選定委員会が選定した3社により採決を行います。先ず、「東京書籍」の教科用図書を採択することに賛成の委員は挙手をお願いします。（賛成全員）

委員長 「東京書籍」が過半数を得ましたので、ここで表決を終了し、

これを採択することと決定したいと考えますが、特段のご異議、ご意見等ありますか。(異議、意見等なし)

委員 長 平成22年度の本市中学校において使用する「社会（歴史的
分野）」の教科用図書については「東京書籍」と決定しました。

議案第41号 平成22年度使用千葉市立稲毛高等学校附属中学校用教科用図
書の採択について

委員 長 教育次長、指導課長、説明をお願いします。

教育次長 「平成22年度使用千葉市立稲毛高等学校附属中学校用教科
用図書の採択について」ですが、義務教育諸学校の教科用図書の
無償措置に関する法律第13条第3項において、「公立の中学校
で、高等学校における教育と一貫した教育を施すものにおいて使
用する教科用図書については、学校ごとに、種目ごとに一種の教
科用図書の採択を行うものとする。(条文より抜粋)」と規定され
ていることから、稲毛高等学校附属中学校で、平成22～23年
度に使用する教科用図書の採択について議決をいただこうとす
るものです。選定手続きについては、他の中学校と同様に、専門
調査員の調査報告をもとに、7月27日の第2回選定委員会にお
いて協議の上、選定したものです。内容については、指導課長か
ら説明します。

指導課長 議案第41号「平成22年度使用千葉市立稲毛高等学校附属中
学校用教科用図書の採択について」ですが、稲毛高等学校附属中
学校については、平成19年の開校時に採択された教科書を現在
使用しています。今回の選定に際して、社会（歴史的分野）を除
いては、新たに検定を経た教科書が発行されておりません。また、
現在使用されている教科書は、内容、組織・配列、表現に最も優
れているものとして採択されております。これまでの使用におい
ても、学校から不具合等の報告はありません。以上の理由から、
選定委員会では、他の中学校と同様に、社会（歴史的分野）以外
の教科書については、前回18年度に採択されて現在使用されて
いる教科書を引き続き選定しました。社会科歴史的分野の教科書
については、他の市立中学校と同様に、専門調査員による調査報
告をもとに、新たに検定を経た1社と他の8社について、その内
容を吟味しました。その結果、委員による協議では、当該校の「確
かな学力、豊かな心、調和のとれた体力を身につけた真の国際人
の育成」という教育目標に照らして、国際的な協調性を教える
という点や、発展的な学習を支えるという視点から、現在当該校で

利用されている教科書を最もふさわしいものとして選定しました。

委員長 質問等含め、何かありますか。

委員長 ご意見、ご質問等ないようですので採択に移ります。先ず、「社会（歴史的分野）」以外の9教科15種目の教科用図書についてですが、これらについては、他の中学校と同様に、前回平成18年度に採択した教科用図書と同じ図書を、選定委員会が選定したとのことであるため、そのとおり可決したいと考えますがいかがでしょうか。（異議なし）

委員長 ご異議ないものと認め、可決いたします。

委員長 次に、「社会（歴史的分野）」については、本議案においても、他の中学校と同様に、議案第40号で採択した教科用図書を採択することとしたいと考えますが、特段のご異議、ご意見等ありますか。（異議、意見等なし）

委員長 平成22年度の千葉市立稲毛高等学校附属中学校において使用する「社会（歴史的分野）」の教科用図書については「東京書籍」と決定しました。

議案第42号 平成22年度使用千葉市立千葉高等学校用教科用図書の採択について

委員長 千葉高等学校教頭、説明をお願いします。

千葉高等学校教頭 議案第42号「平成22年度使用千葉市立千葉高等学校用教科用図書の採択について」ですが、本校では4月の職員会議において、校長、教頭、教務主任、教務教科書係、各教科の教科書担当者からなる「教科書選定委員会」を設置し、教務部及び教科書選定委員会において、教科用図書選定の事務手続きを進めています。5月8日に「平成21年度高等学校教科書選定連絡協議会」が開かれ、県教育委員会より教科用図書選定についての全体説明がありました。本校からは教務主任が出席していません。6月19日付け県教育委員会からの通知、教指第647号「平成22年度使用教科書の需要数の報告について」及び市教育委員会からの通知、6月26日付け21教指第852号「平成22年度使用高等学校及び特別支援学校高等部用教科用図書の選定について」を受け、各教科における教科用図書選定に関する検討に入りました。各教科においては、本校の教育目標及び教科の指導目標等を鑑み、主たる教材として使用するに十分なものを吟味してきた次第です。7月6日の教科書選定委員会において、各教科から出された選定理由を基に審議し、校長が

総合的に判断し、教科用図書の選定を行ったところです。平成22年度に本校で使用する教科用図書の概要ですが、1年次普通科では9教科16冊の教科用図書を使用しますが、そのうち6冊を変更しました。また、理数科においては、8教科18冊の教科用図書を使用し、そのうち6冊を変更しました。2年次普通科では、6教科15冊の教科用図書を使用し、そのうち1冊が変更となっています。理数科においては、4教科14冊の教科用図書を使用、7冊が変更となっています。3年次普通科では、5教科21冊、そのうち2冊が変更となっています。理数科においては、3教科6冊を使用し、そのうち1冊が変更となっています。いずれの教科用図書についても、内容や構成を慎重に比較検討した結果、本校生徒の指導に、より適していると判断し変更しました。

教 育 長 変更があった教科用図書について、その主な変更理由を説明してください。

千葉高等学校教頭 2、3年次における変更は、それぞれ1年次、2年次で使用した発行者と同じ発行者の教科用図書を、学年の進行に伴い継続使用することによる変更です。また、1年次については、単位制導入に伴い、生徒の状況に合わせて、より良い教科用図書ということで選定しました。

委 員 長 他にご意見、ご質問等ないようですので、議案第42号「平成22年度使用千葉市立千葉高等学校用教科用図書の採択について」を原案どおり可決したいと考えますがいかがでしょうか。
(異議なし)

委 員 長 ご異議ないものと認め、可決いたします。

議案第43号 平成22年度使用千葉市立稲毛高等学校用教科用図書の採択について

委 員 長 稲毛高等学校長、説明をお願いします。

稲毛高等学校長 議案第43号「平成22年度使用千葉市立稲毛高等学校用教科用図書の採択について」ですが、校内における選定作業が終了し、議案書記載のとおりとなりましたので、御審議をお願いします。まず、教科用図書選定にあたっての基本的な考え方ですが、その内容が、本校の教育方針や教育目標に沿ったものであることとし、
(1) 生徒の学力に適応する内容や質であること、(2) 基礎学力の定着及び学習意欲の高揚が図れること、(3) 生徒一人ひとりの能力の伸長開発が図れること、これらを、選定の観点として

まいりました。さらに、全校で取り組んでいる英語教育・国際理解教育の推進からも、(4) 諸外国の文化や歴史に興味関心を持ち、その理解を図れること、(5) 英語を含むコミュニケーション能力の育成を図れること、(6) 我が国の文化や歴史についてしっかりとした教養を持つことできようにするなどを選定の観点としました。次に、教科用図書の選定経過について申し上げます。本校では、年度当初より、教科ごとに教科書選定委員を委嘱し、調査を進めてまいりましたが、6月26日付けの教指第852号「平成22年度使用高等学校及び特別支援学校高等部用教科用図書の選定について」の通知を受け、本年度の使用教科書と他の教科書を比較検討した結果等を加えて、各教科の教科会を経て、慎重に候補を選出いたしました。さらに、校長・教頭及び各教科の教科書選定委員により構成されます教科用図書選定委員会での審議を経て、校長が総合的に判断し、平成22年度使用教科書の選定を行ったところです。具体的な選定結果については、議案中に示したとおりとなっておりますが、普通教育に関する10教科40冊、専門教科に関する6教科7冊に係るものです。変更があった教科用図書の主な変更理由ですが、「美術Ⅱ」については、前年度からの継続履修を考慮し、前年度に「美術Ⅰ」で使用した発行者と同じ発行者の教科用図書を選定しました。また、1年生の世界史Aと家庭基礎については、教育課程変更に伴う新設科目があったため選定しました。なお、本校の独自設定科目である、国際教養科の外国文芸、地域研究、専門科目である英語表現、時事英語、ドイツ語、フランス語、中国語などで使用する準教科書につきましては、教育委員会への届出等必要な手続きを経たうえで、使用することとしております。

委員長 質問等含め、何かありますか。

委員長 ご意見、ご質問等ないようですので、議案第43号「平成22年度使用千葉市立稲毛高等学校用教科用図書の採択について」を原案どおり可決したいと考えますがいかがでしょうか。(異議なし)

委員長 ご異議ないものと認め、可決いたします。

議案第44号 平成22年度使用学校教育法附則第9条の規定による教科用図書の採択について

委員長 教育次長、指導課長、説明をお願いします。

教育次長 議案第44号「平成22年度使用学校教育法附則第9条の規定

による教科用図書の採択について」ですが、学校教育法附則第9条に、「特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、文部科学大臣の定めるところにより、教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。(条文より抜粋)」と定められていることから、本市義務教育の特別支援教育において使用する教科用図書について採択をお願いするものです。選定については、特別支援教育部門の専門調査員の調査報告をもとに、7月27日の選定委員会において協議の上、選定しました。内容については、指導課長から説明します。

指導課長 議案第44号「平成22年度使用学校教育法附則第9条の規定による教科用図書の採択について」説明します。教科用図書調査研究報告書(以下、「報告書」という。)の59ページに掲載されている図書が、本年度、千葉県教育委員会より示された、学校教育法附則第9条の規定による一般図書の一覧です。表の中の「* (アスタリスク)」は、今年度、県が新たに選定した図書です。また、「○」は、昨年度まで本市で選定していた図書、「◎」は、本市が今年度新たに選定した図書であり、この「○」と「◎」を合わせた73冊が、今年度、本市で選定した図書となります。千葉市の特別支援学校や特別支援学級に通う児童・生徒の教育に最もふさわしい図書を選定しました。各教科の図書について説明します。まず、「国語」ですが、県教育委員会から35冊示され、そのうち23冊を選定しました。昨年度から継続して選定した図書は21冊、指導の継続性を確保することや、児童生徒に親しまれている図書が多いことから選定しました。また、今回、県教育委員会で新規に選定された図書のうち2冊を新規に選定しました。まず、報告書の63ページ、「五味太郎・言葉図鑑5 つなぎのことば」ですが、「て・に・を・は」等の助詞の使い方が、簡潔な文でわかりやすく表現されていること、日常生活の様々な場面で用いる言葉に絵が添えられ、楽しく学習できることから選定しました。もう1冊は、64ページの「エリックカールの絵本月ようびはなにたべる?」です。鮮やかな色彩の絵本を見ながら、アメリカのわらべ歌を楽しく歌い読めるよう工夫されていることから、選定しました。次に、「算数・数学」ですが、県教育委員会から27冊が示され、そのうち16冊を選定しました。いずれも昨年度からの継続選定です。一人一人の実態に応じて算数・数学の指導を行う上で、効果のある図書であると考え、選定しまし

た。次に、「生活」ですが、県教育委員会から27冊が示され、そのうちの16冊を選定しました。昨年度から継続して選定した図書は12冊です。指導の継続性や児童生徒に親しまれている図書が多いため選定しました。新規に選定した図書は、今回県教育委員会で選定された図書のうち4冊です。報告書の78ページをご覧ください。1冊目は、「はっけんずかん どうぶつ」です。親しみのある動物の特徴や生活の様子がわかりやすく紹介されており、絵のページには仕掛け扉があり児童の興味関心を引くよう工夫されていることから選定しました。2冊目は、同じページの「新版ふしぎ・びっくり!? こども図鑑きせつ」です。季節の自然や、それに関連した行事や暮らしが、4つの季節ごとにわかりやすく説明されており、その内容が豊富で、生活単元学習等、他の学習にも活用することができることから選定しました。他の2冊は、79ページの「調べ学習に役立つ 世界の地図」と「調べ学習に役立つ 日本の地図」です。1冊は、世界の国や地域の自然・歴史・文化などが紹介されており、もう1冊は、日本の地形・文化・産業などが詳しく紹介されています。いずれも、中学校特別支援学級の社会科の学習においても活用できることから選定しました。なお、本年度、県教育委員会で新規に選定された「ひとりでできる手づくりBOX12 しぜんで工作しよう」については、一部の素材（木・石・葉）しか取り扱っていないことから選定しませんでした。その代わりとなる図書としては、様々な材料・素材を使った遊びや作り方が紹介されている2冊、75ページの「改定新版 体験を広げるこどものずかん8 あそびのずかん」と77ページの「あそびのひろば2 やさしいてづくりのプレゼント」を選定しました。次に、「職業・家庭」ですが、県教育委員会から17冊示され、そのうち10冊を選定しました。いずれも昨年度から継続して選定した図書で、指導の継続性や児童生徒に親しまれている図書が多いことから選定しました。なお、今年度、県教育委員会で新たに選定された図書がなかったため、本市においても新規に選定した図書はありません。次に「外国語」ですが、県教育委員会から9冊示され、そのうち8冊を選定しました。昨年度から継続して選定した図書は6冊です。指導の継続性や児童生徒に親しまれている図書が多いことから選定しました。新規に選定した図書は、今回県教育委員会で選定された「絵を見て学ぶこどもの英語1」です。報告書の87ページをご覧ください。

ださい。選定した理由は、簡単な文から難しい文まで例文が豊富に紹介されており、イラストや文字が親しみやすく工夫されているためです。次の1冊は同じページの「CD付き楽しく歌える英語のうた」です。選定した理由は、どの項目からでも学習できるように工夫されており、興味や関心のある曲から楽しく英語を学習できる構成になっているためです。なお、本年度、県教育委員会で新規に選定された「あかね書房の学習絵本 えいごえほん ぞうさんのピクニック」については選定しませんでした。その理由は、題材としてピクニックを取り上げており、日常生活と関連する内容とはかけ離れているため、中学校の教科用図書としては活用しにくいからです。

委員 特別支援学校2校については、知的障害に特化されており、これで網羅されていると思いますが、特別支援学級については、障害種も対応も全く違う子どもが多く在籍しています。当該教科用図書に係る専門調査委員の多くは、実際の指導に携わっている先生方であると思いますが、その意見はどの程度反映されているのでしょうか。

指導課長 専門調査委員については、専門的な立場から調査研究していただいております。特別支援学級の子どもたちは様々な障害を抱えており、また、中には通常学級で学習している子ども、一人ではなかなか学習に取り組めない子ども等、非常に幅の広い実態がありますので、それに対応し活用できるような図書の選定が必要と考えています。

指導課主任指導主事 特別支援学級の子どもは、理解の程度に応じて、通常学級の子どもが使用する教科用図書も使っております。例えば6年生で、6年生用の図書は理解できないものの、3年生用の図書であれば理解できるような場合、3年生用の図書を給与することもできます。また、文部科学省著作による特別支援学校用の教科用図書もありますので、一人一人の子どもにとってどの図書が良いのかを見極めながら、様々な教科用図書から、その子どもにあった図書を選ぶようにしています。

委員長 ご意見、ご質問等ないようですので、議案第44号「平成22年度使用学校教育法附則第9条の規定による教科用図書の採択について」を原案どおり可決したいと考えますがいかがでしょうか。（異議なし）

委員長 ご異議ないものと認め、可決いたします。

8 その他

(1)教科書採択について、岩沼委員より次のとおり補足質問があった。これに関連し、次のとおり質疑応答等があった。

岩 沼 委 員 教科用図書の採択の件に関連してですが、「毎回同じ質問が」といったやりとりが多く出ました。毎年、事務局の人事異動や選定委員会の委員の変更もあると思いますが、是非、今回の議論のやりとりを残し、引き継いでいてもらいたいと思います。また、学校教育法附則9条の規定による教科用図書（以下、「附則9条図書」という。）についてですが、特別支援学校・学級用として採択をしましたが、通常学級の子どもが読んでも良いのではないのでしょうか。教科用図書としても使用できる「良い本」であり、図書館で紹介する等の連携があっても良いと思います。

学校教育部長 平成17年度に中学校用教科用図書の採択を行った時は、中央図書館にコーナーを設けて、教科用図書を展示しましたが、毎年実施しておりませんでしたので、中央図書館等に展示できるようなコーナーを設けていただくなどの工夫をしていきたいと思っています。

奥 山 委 員 附則9条図書は、子どもにとっても、また大人でも楽しく、取りかかりやすい図書であると思いますので、特別支援学校・学級の子どもが使うということを強調する必要はなく、「楽しい本」「良い本」として紹介すると良いのではないのでしょうか。展示を見て、楽しそうだから読んでみたい、買ってみたいと、そのようになったら良いと思いました。また、多少話が外れるかもしれませんが、図書館は、優れた図書を広く知らしめる役割もあると思います。今回の附則9条図書の展示に限らず、入学時期に合わせて、子どものために『良い本』を紹介する機会を設けること等も有意義なことではないのでしょうか。

岩 沼 委 員 私もよく図書館へ行き、子どもたちの本もよく見ますが、どの本が良いのか迷うことが多くあります。附則9条図書は、子どもたちにふさわしい図書として、選定委員会の方が様々な観点から検討して選ばれたものだと思いますので、特別支援学校・学級の児童生徒以外の子どもたちにも、そういった図書に触れる機会を提供することができればいいのではないかと思い、提案しました。図書館で、何千冊の中からすぐ良い本を手にとれるということは市民のためにもなると思います。例えば、「この本は学校の先生たちが選んだ良い本です。」等と銘打って、紹介すると良い

のではないのでしょうか。

奥山委員 その考え方も大切だと思いますが、逆に「家庭教育」ということから考えると、「学校の先生が選んだ」ということで薦められた本の他にも、例えば、母親が自分の感性で、子どものためにと買ってきた本を子どもがそれとなく読んでいるという様子も、その家庭らしさのある感性が育まれ、良いことと思います。母親の選んだ本、父親の選んだ本も、是非自信を持って与えてあげることが大事にしてほしいと思います。

津田委員長 良い本なのだから、もっと目に触れる機会を作ろうということの要望ですので、是非、検討をお願いします。

9 閉会

津田委員長より閉会を宣言